

第25回福岡市屋外広告物審議会 議事録

福岡市住宅都市局都市づくり推進室都市景観室

日時 平成28年1月20日(水) 10:00~12:00

場所 天神ビル11階9号会議室(福岡市中央区天神2-12-1)

出席者

[委員]

佐藤委員(会長)、梅津委員、清須美委員、佐々木委員、末廣委員、松下委員、森委員、篠原委員、太田委員、国分委員、平畑委員、川口委員、沖委員(谷口委員代理)、田中委員、中田委員、飯田委員、岡部委員

[事務局]

住宅都市局理事 田畑、都市づくり推進部長 町田、都市景観室長 正木

次第

- ・ 審議事項「屋外広告物規格基準の見直し(案)について」
- ・ その他

【発言要旨】

○会長

只今から第25回屋外広告物審議会を始めます。

本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

委員の出席者数は、19名中17名となっており、委員の2分の1の定数に達していますので、本審議会規則第7条の規定により、会議が成立することをご報告いたします。

なお、3号委員の谷口委員については沖委員が代理出席されています。また、1号委員の中芝委員、三浦委員は、都合によりご欠席されています。

○会長

報道関係、傍聴の方はおられないので、会議を始めます。

審議に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

〈資料の標題を順に読み上げて確認〉

○会長

資料の不足はないようですので、これより審議を行います。

前回の結果を受けて色々な調整を行い検討しているようです。本日の議案は1件です。それでは、審議事項「屋外広告物規格基準等見直し（案）について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、「屋外広告物規格基準等見直し（案）について」説明します。資料をご覧ください。

「1.見直しの趣旨」については、記載の通りです。

「2.屋外広告物規格基準等の見直し（案）について」は、資料1として「第24回屋外広告物審議会における委員の意見について」、資料2に「市民意見募集の実施結果」、資料3に「屋外広告物規格基準等の見直し（案）」を添付しています。

「3.今後のスケジュール」については、今回第25回屋外広告物審議会の後、3月に条例改正し、10月から運用を開始したいと考えています。

それでは、資料1「第24回屋外広告物審議会における委員の意見について」、4つのご意見について、市の検討案を説明します。

まず、別紙1「空港及び空港周辺の屋外広告物地域区分」について。変更前と変更後について、比較案を記載しています。審議会でも空港及び空港周辺の地域区分や規格基準についてご意見があったことから、右図のように地域区分を見直します。空港の敷地は広く、ターミナルも大規模なため、一定規模の掲示物が設置できるよう配慮することが必要です。一方で、周辺の地域環境にも配慮する必要があります。このため、「空港運営上必要なものに限る」ことを規格基準に追加し、空港敷地を他地域とは別の【空港地域】として設定します。また、空港敷地東側の国内線ターミナル周辺の民地については、変更前と同じ区域の位置づけとしています。ページ下部には規格基準の比較を記載しています。右側が新たな【空港地域】の規格基準です。変更点は、「屋上設置広告物」「地上設置広告物」ならびに欄外の「空港運営上必要なものに限る」としている青文字のところ、規格基準を強化しています。資料3には、新たな【空港地域】の区分設定ならびに規格基準を追記しています。

次に、都心部エリアについてよくわからないとのご意見がありましたので、別紙2に詳細図を添付しています。福岡市基本計画に位置づけられた「都心部」は、都市計画マスタープランや景観計画に掲載されているとおり、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれた赤い線内のエリアです。屋外広告物における都心部の地域区分は、

区域の境界部分で道路沿道の通り景観が右側と左側で異ならないよう、右の図に示しているように、南及び西側の都市計画道路は、その境界から 30m の範囲を【都心部地域】に含むものとします。これにより、道路の両側では同じ広告物の基準となります。

次に、資料 3、16 ページ「市民との共生によるルールづくり」です。特定（緩和・強化）地区について、地域住民からの要望や市民意識の変化に柔軟に対応することができるよう、前回の活用地区・保全整備地区というような明確な区分はせず「広告景観誘導地区」として、ひとつの地区の位置づけとしました。指定した地区内において、規格基準の緩和や強化を適切に柔軟に運用できるようにします。

次に、資料 3、24 ページ「現況広告物の経過措置」です。規格基準等の見直しによる改正の施行実施前に屋外広告物の許可を受けて設置されており、改正後に新基準に合致しない広告物については、従前の規格基準により継続して設置できるものとします。新基準は、広告物を新設、改造、移設等を行った際に適用します。

資料 3 の 3、4 ページ【空港地域】について説明します。前回、【都心部・空港地域】としていた地域は【都心部・空港周辺地域】とし、新たに水色で【空港地域】を設定しています。この基準については、13、14 ページに記載しています。【空港地域】については、景観誘導の考え方、基準設定の考え方、を記載しています。右ページには、現行の規格基準と比較した場合の緩和、強化の色分けを記載し、下部にはその違いをイメージ図で示しています。

以上が、前回の委員の意見を踏まえた修正案です。

次に資料 2 「市民意見募集の実施結果」について説明します。意見募集期間は、平成 27 年 10 月 26 日から 11 月 25 日まで実施しました。意見の提出状況は、7 通 16 件で、パブリックコメント資料の項目別にご覧のような件数となっています。市民からの意見について、追加等の修正を行ったのは 2 件です。1 番の空港地域を詳細地図にて明示して欲しいとの意見については、別紙 1 に詳細図等を明示しています。10、11 番、既存不適格の取り扱いについては、資料 3 の 24 ページに「規格基準見直しに伴う経過措置」として追加記載しています。その他の意見につきましては、「原案のとおり」としてあります。なお、16 番「条例の周知」の意見については、参考とさせていただき、市政日より、各種事業団体、地域団体等を通じて制度の周知を図って行くことを記載しています。以上で説明を終わります。

○会長

前回第 24 回審議会の議論のなかで、空港敷地を都心部と一律にするのはどうかというご意見と、一方で、屋外広告物の適正なコントロールが必要な場所もあるのではないかとご指摘に対して協議・検討を重ね、ご指摘の趣旨に概ね沿うような結論に至っ

ています。

都心部については、道路の両側で景観誘導の内容が異なってくる可能性があるのではないかというご指摘に対して、説明のような内容となっております。

また、既存不適格の取り扱いについて、新設、改造、移設を行うまでは従前の許可を継続するというので、長い時間を要するかもしれないが、徐々に趣旨に沿った方向になっていくことに期待しているところです。

それでは、事務局より説明のあった資料について質問やご意見はありませんか。

○委員

空港について、見直しの修正はありがたいと思っています。他に、幾つかの確認と意見があります。

一つには、都心部の境界について、都市計画のルールに基づいて道路境界から一定の幅を取り込むことには賛成なのですが、都市計画の考え方に基づくものであれば、他のところでは25mだったと思いますが、30mとしている根拠を教えてください。

もう1点は、都市景観形成地区についてです。私は広告物については、アジアに多く見られるようなあまりにも過度なものは日本とか福岡では似合わないのではないかと、また、ヨーロッパのように規制が強いのもどうかと思っています。そういった意味で、福岡においてはメリハリをつけて、賑わいを創出するところと、ある場所では規制するところが必要かと思っています。そこで都市景観形成地区として指定されているシーサイドももち、御供所、元岡、天神、香椎副都心、アイランドシティ香椎照葉、はかた駅前通りの各地区について、特にシーサイドももち地区やアイランドシティ香椎照葉地区あたりはどちらかという規制を強めているような印象があり、新たなテーマに基づいたまちづくりをするために、賑わいはダメ（そぐわない）とするような考え方なのかと思っています。地域区分図の都心部や沿道系地域のなかで、特別に枠囲みして個別の規制をするような地区については、それぞれの地区がどういうまちづくりをしていくのかが分かるように、明記していただきたいと思います。

もう1点は、不適格広告物についてです。これはいかがなものか、という広告物は私自身も目にしますし、不公平が生じているのを市民から指摘されることもあります。あそこはいいのに、何故うちだけ取り締まられるのか、というような趣旨です。黙っていても長い間に何とかなるだろうという姿勢であれば、規制自体が意味をなさないものになってしまう。正直に申請している者が損をすることがあってはならないし、市民の税金でやる以上、公平性という面において市民の理解が得られないといけないと思うのです。条例を改正整備するのであれば、市としては届出の割合や不適格広告物の実態調査を踏まえた許可申請状況の報告が必要だと思います。許可の流れと現状の不適格に対する取り組み、区役所も含めたチェックのあり方、場合によっては民間委託によるチェックや是正指導など、今後どのような取り組みをするのかについても説明が必要です。この

点についての報告をお願いしたいと思います。

○会長

4点ご指摘をいただきました。まず1番目の空港の取り扱いについて、他にご意見等がありますか。なければこの案で認めるということでしょうか。

○委員一同

<異議なし>

○会長

それでは2番目にご指摘いただいた都心部地区の道路境界から30mという根拠について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

道路境界から30mについては、都市計画における用途地域が都市計画道路沿道から30mの範囲で切り替わりますので、今回の屋外広告物の地域区分につきましてもそれを準用して同様に30mとしているものです。

○会長

それでは3番目、都市景観形成地区について、メリハリをしっかりと考えたコントロールであるということを、考え方として示しておく必要があるのではないか、というご指摘であったと思います。その点はいかがですか。

○事務局

都市景観形成地区については、それぞれ特色のある地域に指定しています。市として、その見せ方が不十分なところがあったかもしれません。これらの地域にどういう特色があるのかというところをわかってもらえるよう、市民向けの周知の仕方を検討していきたいと思っています。

○会長

都市景観形成地区の紹介等と併せて、メリハリある取り組みをしていることをきちんと記載しておく必要があるのだと思います。

○委員

はかた駅前通り地区について。ここは【都心部・空港周辺地域】としての地域区分となっていますが、それと併せてどういった特性を持たせることを想定しているのか、そ

の点を教えてください。

○事務局

はかた駅前通り地区は、博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間を形成することを目的としており、景観形成の方針としましては、美しさや風格、賑わいの感じられる空間を形成する、緑のオープンスペースのネットワークを創出することにより、快適で賑わいのある歩行者空間の形成を図る、多様な人が交流し、楽しさとぬくもりが感じられるコミュニティ空間の創出を図る地域としております。

○委員

図中の枠囲みだけでは、ここだけ規制を超えても良いようにしか見えません。その逆もあるかと思いますが、例えばアイランドシティ香椎照葉地区では、街並みは特に緑を多くしていく云々ということから特別に指定しているのですよ、という旨が記載されていないければ、図中の枠囲みだけ見た人は、ここだけ規制が緩和されるのか、規制の内容はどうなっているのか、もともと枠囲みは必要なのか、と考えてしまいます。広告物の規制に差がなければ、必ずしも都市景観形成地区を枠囲みする必要はないのではないかと思います。枠囲みをするのであれば、先ほどの事務局の説明とセットで記載する必要があると思います。必要がなければ、枠囲みはしない方がよい。中途半端にならないようにしていただきたいと思います。

○会長

ご指摘のはかた駅前通り地区は、新たに博多駅からキャナルシティ方面までの軸線を明確にしていこうということで、地元との協議をしながら設定した地域です。都市景観形成地区は地元との協議を背景としながら制定してきている側面があります。事務局では都市景観形成地区における屋外広告物の規格の確認作業をお願いします。

○会長

次に4番目のご指摘ですが、不適格な広告物があるため不公平がある可能性がある、ということです。これに関しては、以前、全ての道路での全件調査を行った際、35%しか届出をしていなかったという事実が明らかになりました。それが現在では、届出が50%程度まで改善されてきていると聞いています。調査を行って実態を踏まえた対応を図ってきた結果であると思います。申請率を上げて適正にコントロールしていることを市民が確認できるように表示をする等の検討が今後必要なのではないかと思います。申告をした人が不利益になるようなことのないよう、対応していただきたいと思います。

○事務局

市内の広告物の現況を全件調査したところ 35%の申請率でしたので、無許可の広告物について鋭意是正指導を行っているところです。今回、新たな基準をつくっただけでは、当然意味がないと思っております。今後も引き続き取組んで行きたいと考えております。また、許可を受けたものとそうでないものが、市民からもよく分かるような仕組みを検討していきたいと考えています。

○会長

適切に分かるように表示等の検討をお願いします。

○委員

不適格な広告物の現状の資料を出してほしいのです。基準違反の区別件数、申請漏れの数・設置者など。中には申請が必要であることを知らなかったというのが大半なのかもしれません。また、それを是正するために、どういう体制で、今後どうしていくのかが全く見えない。申請が 50%に改善したとありましたが、残りの 50%はそのまま良いのか。こういったところに、市民から、市の対応不十分、不公平という認識を持たれているのではないかと思います。市は、こういう努力をしている、これは公表する、これは訴える、これは督促状を出す、違反している業者をリストアップする、業界に啓発する、といったような方策が必要かと思っています。50%の結果だけでなく、まずは現状をきちんと報告すべきだと言っているのです。

○会長

2点、指摘をいただきました。1点目は現状のデータを公表してくださいということ。2点目は今回見直しを行うわけですが、現状に対する取組みを公表すべきではないか、というご意見かと承りました。

○委員

改正するに当たって、これで十分か不十分かは判断がつかない。市が取組んできたこと、指導してきた実績、その後それがどうなっているのかわからない。例えば、違反者が市の指導に対して概ね協力的なのであれば、本当に悪質なものだけを公表すればよいかもしれませんが、皆が協力しない場合、これでは不十分ということになります。現状がなければ制度はつukれない、ということ意見を意見として述べたかったのです。

○事務局

無許可広告物の是正状況について説明します。平成 22・23 年度に市全域の広告物の

現況調査を行い、10 m²を超える広告物が 12,154 個あることがわかりました。このうち、許可しているものが 4,356 個で、無許可のものが 7,798 個でした。その後、平成 24 年度より、調査結果を基に改めて現地確認などを行いながら、是正指導を行ってきています。平成 27 年 11 月現在、新たに許可申請があったものが 1,983 個あります。是正指導は先ず注意文書を送ります。

○委員

この場で数字を口頭で言われても把握することは無理です。ですから、書類で出してくださいということです。結果だけではだめです。24 年度以降に指導されているということですが、どのような体制で、どのような是正指導をしたのか文書で出してください。

○委員

私は地域で商店会連合会の仕事をしております。そこで様々な情報が入ってくる訳ですが、広告物に関することは聞いたことがない。例えば、街路灯に掲示している違反広告物の数等は把握しているのかと思いますが、先ほど委員が言われたような、今からこういうことをしますよ、というのは、一切連絡が来ないのです。違反広告物のことであるとか、そういう知識といいますか、委員の言われる数等の情報をきちんと知らしめるべきだと思います。

○会長

幾つかご意見がありましたので、現状のデータやそれによる対応の仕方などを整理して提示をお願いします。そうすることにより、今回の対策がどういった意味を持っているのかということが、よりわかってもらえるかと思います。

基本的に福岡市は、賑やかな、人が集まることによって成り立っている都市ですので、そういった都市の特性を損なわないように、なおかつ、皆様が魅力ある都市だと感じて集まってくる、というようなことが最大の目標でしょうから、その大きな目標に向かって取り組んでいるのだということがきちんとアピールできるようにして欲しいと思います。

○委員

先ほど委員が言われたことと関連しますが、昨日協会の会議があり、そのなかで是非審議会で発言して欲しいとの意見がありました。建物壁面の広告物を設置している建物で以前からの違反を指摘しているにも関わらず何も是正されていない状況があります。こういうことが放置されると、我々はきちんとしているのに違反の当事者はやっていいのか、ということを審議会で強く言って欲しいという話がありました。このあたりはどうなっているのか、と思うのです。

○会長

委員が言われたように、なかなか指導に応じないところもいくつかあるかと思います。そのあたりへの指導の強化も必要かと思えますし、今回の基準見直しで厳しくする側面と緩和する側面がありますので、特に注意深く対応していくようにお願いします。また、その方法についても、今後どのように進めたらよいか、という議論に発展させていければと思います。他にご意見はありませんか。

○委員

基本的なことを確認させてください。悪質な違反があった場合に氏名を公表するとありますが、この氏名というのは、誰を指すのでしょうか。ビルの持ち主なのか、広告を出した会社なのか、看板をつくった業者なのか、そのあたりが分かりません。

○事務局

資料3の22ページに、「広告主等の氏名等の公表」とありますが、基本的には広告主ということになります。誰が広告主となるのかですが、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定して、自ら表示・設置する者か、事業者等に委託して表示・設置させる者、ということになります。

○委員

まだよくわからないのですが。

○事務局

通常、商業広告の場合ですと、自ら広告を出す人、若しくはその土台といいますかフレームを貸す人、それから、自らの広告を委託して出させる人、この三者を広告主としています。

○委員

なぜ確認したのかといいますと、例えば、建築物を建てたいと思ったときに、建築会社に頼みます。一般の人は建築基準法が分からないので、全部建築会社に依頼します。建築会社は、建築基準法を遵守しなければならないので、きちんと手続をして、建築基準法に適合した建物を建てます。ちなみに、広告物についても、条例云々といっても一般の人は分からないので、当然、広告をつくる際に頼むのは業者です。その業者がきちんと把握していれば、「こういったものを作ってくれ」と依頼があって、その広告が違反しそうな場合には、「それは違反しているから作れませんよ」というように、その業者が指導するのが正しいのです。業者がきちんと許可申請を行うのは、建築物と同じで

はないかと思うのです。とすれば、本来、その専門家である広告業者がきちんと法を守る義務があり、指導する義務がある。もし公表するのであれば、その対象者は広告物を作った業者であるべきだと思います。無許可のものは広告物全体のまだ半分あります。広告を出している会社とか個人は、恐らく業者に頼んで作ってもらっているの、それが適法なのか違法なのか分からないのです。とすれば、その業者が、きちんと許可を受ける必要のある旨の話を依頼者にしなければならないし、どうすればよいのかも伝えなければならない、それが業者の責任だと私は思うのです。ところが、皆さんがどうしようとしているかという、それ以外の広告主の人たちに、「これは違反ですよ、是正しなさいよ」と言おうとしている。何も知らない人が、専門家に頼んで作ってもら、これは善意の第三者です。その善意の第三者に向かって、「違反だ」「作り直せ」というのは、筋が違うのではないかと思います。

○会長

屋外広告物法は物法です。物法ですから、その物を作った者に責任がある、というのがこの法律の基本的な精神です。ところが実際には、先ほど委員から事例の話がありましたように、広告主に順法の意味がない場合でも、それを請ける業者もたくさんいるわけ、そういうところに矛盾がありますので、ここでは広告主も公表の対象となるということを言っているわけで、このようにしないと改善が出来ないと思います。もう一つは、屋外広告物の業者が広範にわたっており、例えばデジタルデータを出力して貼るだけでも広告業の登録ができるようになっていますが、そういうところが構造物についてのチェックもできるのか、という現実的な問題がある訳です。その過渡期にあるのではないかと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局

委員ご指摘のとおりだと思いますので、広告業者の方には、講習や市政の周知を図っていきたいと思います。また、これまで物件ごとに指導を行ってきたのですが、複数の店舗・事業所がある場合は、その本社などに一括するなど、指導の方法を改善していきたいと思っています。

○委員

登録すらしていない広告業者もいて、やりっぱなしになってしまう。業者の指導なり、登録制も含めて、じっくり考えなければいけないと思います。いま問題になっている取り締まりにしても何にしても、やはりその対象をきちんとしておかないと、制度として難しいと思うのです。残りまだ50%ほど無許可があるので、おそらく許可がいるのかどうかも事業者はよく分かっていないのではないのでしょうか。広告業者が知っておくべきであり、業者からきちんと申請をしなければなりませんよ、というような話を広告主に

しなければならないと思います。しかし、広告主にいろいろと言っても、話が通じないのではないのでしょうか。個人営業で広告を出しているところもありますが、許可制度を知らないので、突然撤去しなさいと言われても、どうしていいかわからない。業者がいれば、業者に言えば済むわけです。最初に広告業者がしっかりしていれば、こういう問題も起こらない。今後どのように業者にきちんと守らせるのか、本当に大きな課題だと思います。

○事務局

今回のテーマは屋外広告物の規格基準ということで、これはルールの話になります。ルールは、守っていただかないと実効性がないものになります。委員の皆様からご指摘がありましたとおり、もともと課題があったことから平成 22 年度・23 年度に実態調査を行い、その結果を踏まえて平成 24～27 年度にかけて様々な指導を行ってきているわけです。そのなかで、どうしても物件ごとに、これは良くて、これは良くない、となりますと、業者を直接指導するというよりも物件に対する指導になってしまいます。ですので、それを設置する人・作る人に、大変だとは思いますがまずは講習や研修などをしっかりと受けていただくこと。それから、ここ 3～4 年は是正指導をしてきているなかで、個別物件ごとの指導ですとバラバラになってしまいますので、情報を都市景観室でもしっかりとキャッチしつつ、一括して統一的に業者に指導する等、相手への指導の仕方を変えていかなければならないと思っています。ルールは守っていただかなければなりませんので、これについてはしっかりとやっていきたいと思っています。

○会長

是正指導のあり方はこれからの大きな課題であり、屋外広告物そのものの課題であると思います。土地・建物の所有者の責任というのがありますし、それから広告主の責任というのがあります。広告主が直接掲出している場合もありますし、代理店に依頼する場合もあります。依頼は広告製作業者にもいくわけですが、ポイントは、この製作業者を中心に処罰していこうという制度になっていることです。そこに基本的な問題があって、例えば中洲の看板が鉄骨だけになって放置されているというような問題も出てきている訳です。これからどうしていくかというところは、やはり少し時間をかけて検討をしていただきたいと思います。そうしないと本当に根本的な解決に向かわないと思います。また、放置されている広告物の対応などは、どこがやるのかという問題もあります。そういう対策もこれから必要になってくるかと思っています。海外では建物の持ち主まで処罰する制度を持っているところもあるようですが、日本ではなかなかそこまで行きません。

○委員

色々な場合があると思います。違反ではなくても、それがたくさん貼られたらトータルとして違反になるような場合など。

資料3の22ページに公表に至る表がありますが、指導して、是正される方は良いのですが、正当な理由もなく是正しない場合、意見陳述してから氏名公表という段階ではないと思っています。やるならば、1～2年で思い切って取り組む、違反を減らす、その後残ったものは粘り強く進める。だらだらと年何%ずつ改善しましたなどとやるものではないと思います。違反であり、法に触れているのですから。1～2年で徹底的にやってほしいと思います。だらだらとやっていると解決できません。氏名の公表はすぐにしてほしい。違反しているものや是正していないものを、平成22年・23年で調査をしている訳ですから、広告を出している会社名、ビル名、〇〇株式会社のこの看板が違反です、というように公表すべきです。そしてその情報は、市でやっているのですから、地域の自治会、町内会等にもお知らせしてほしい。皆で取り組みましょう、ということで、これは暴力団壊滅と同じです。皆でこれは違反だから是正しようというような動きになってほしい。今まで取り組んできて、是正を求めて文書も送っているはずですから、今までに是正のないものは全て氏名を公表して、その上で、今後いつまでに改善するという是正計画書等の提出を求め、督促状を送るくらいの姿勢に修正いただきたいというのが意見です。

○会長

委員のご意見は、ここでは2段階は要らないのではないかと、指導の後は是正警告書を出して、是正が見られなければ氏名公表という流れで良いのではないかとのご意見ですが、この点についてはどのようにしたらよいのでしょうか。〇〇委員、ご意見はありませんか。

○委員

指導の後に是正の要請があれば、氏名公表してもよいのではないかと考えますが、行政手続になりますので、やはり意見を聞く機会が必要になると思います。それを聞いた上で、それでも正当な理由がない、是正に応じないという場合に、氏名公表という手続がとられるのは、これはやむを得ないと思います。

○委員

過去に福岡市は、市営住宅において家賃滞納が何百万円になりました。それは2か月に1回しか払わなかったり、悪知恵を持っている方もいたり、市の怠慢で何百万円という税金を無駄にしてきましたが、今は対応が早いです。この例にならえば、公表の場合も期日を設けるべきではないでしょうか。何月何日に意見陳述で正当な理由を述べよ、正当な理由がない場合は、速やかに、何か月をもって公表します、と。今までは、平成

24年度からそのような是正に応じない案件があっても、だらだらと何もしてきていない訳ですよね。ですから、期日を切って取り組んでほしい。市がやるのであれば意見陳述の機会を与えなければならない、ということであればそのとおりで良いと思います。公表する場合には、地域にその情報を提供していただきたい。市民皆で、ルールを守って、賑わいがあり、メリハリのある、広告もなじんだ良いまちにしていければと思います。税金の無駄遣いにならないよう、ルールに基づいて、的確に、速やかな改善をするための具体案を出していただきたいと思います。

○委員

委員の言われるようなことを、今、行うのは、私は少し難しいのではないかと思います。誰に指導するのかを今後考えていきます、という話をしていますので、業者が違反をしないように、業者に対する罰則があってよいと思うのです。ほとんどの場合、広告主は「知りませんでした、業者に頼んだだけです」という状況であれば、広告主に注意しても是正されないのです。見直し案では、公表の対象が広告主だということですよ。注意していかなければならないのは、広告を出すところもそうでしょうが、その看板をどこに頼んだのか、ということです。その頼んだ業者が、この看板は違反だからという話ができなければ、是正につながらない。ですから、広告業者に対する指導は、今、されなければならないと思います。無許可或いは違反広告物について、どこが請け負ったのかを調べて、その業者に言わなければいけない。おそらく頼んだ人の大半は善意の第三者であると思いますから、私は業者に頼んだだけ、と言うでしょう。そこがはっきりしないから、これまでのような話になります。是正するのであれば、どこが請け負ったのかを調べなければならないと思います。

○委員

委員のご意見について。一般的に、スポンサーから広告を出したいと我々に相談があれば、まず、色々な決まり事をそのスポンサーにお話しします。大きくしてくれ、高くしてくれ、とかの要望もありますが、登録している業者は、業界で常識としていることをきちんと説明し、話をして理解を得ます。それでもスポンサーから無理してでもやってくれという場合もありますが、我々業界としては、協会に入っているところは、きちんと説明します。そのなかで、スポンサーがどう判断されるかというのはあります。確かに、業界にはそういうことを無視して勝手にやっているアウトローの業者もいます。しかし、我々協会だけでなく、ほとんどの業者は登録してきちんとやっている状況です。ですから、広告主やビルのオーナーなども含めて対応していく必要があると考えています。

○委員

委員が言われるように、業者の方を徹底指導するというのは、それはそれで良いと思います。広告の依頼があった時に、許可を受ける必要がある旨はきちんとお話ししていますが、中にはそれを分かっている、しないスポンサーもいます。安全点検を3年とか1年ごとに実施するのですが、そのときにどうしても費用の問題が出てきて、我々としてもその費用をいただいて始めて仕事ができるものですから、広告主から了解をいただかないと進められないという事情があります。広告業者へ指導するのは当たり前のことだと思うのですが、広告を出しているのはあくまで広告主やビルのオーナーであって、氏名公表の対象ということであれば、広告主やビルのオーナーなどの実際に広告を出されている方が現実的かと考えます。

○会長

広告主から広告業者の依頼は、それが実態だと思います。一方で、広告業者の責任についての委員の意見も正論だと思います。そのあたりはこれからの調整になると思いますが、見直し案では、広告主にも勧告をするという記述をしていますので、あとは方法論になるかと思っています。

○委員

委員が言われるケースも多くあるかと思っています。大半は、広告主が許可制度や規格基準があるのを知らないとか、金銭的な問題で金が惜しいとかで、許可を受けられるのに申請をしていないというのが多いのかと思っています。レアケースで、故意に違反をやっているとかいうのもあるかと思っています。違反ではないのに申請が出されていない場合や、そうでないケースなどについて実態を把握して議論した方が良いと思います。

○委員

まず業者を取り締まるべきだというご意見についてですが、条例によれば、罰金については、「広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者」というふうに規定されていますから、広告主も業者も責任を負いますよ、責任主体は両者にありますよとなっているようです。ですから、業者も取り締まりの対象にはなっているということです。もうひとつは、広告主：善意の第三者がほとんどだというご意見もありましたが、やはり対外的に広告を設置する以上、私は知りませんでした、というのは、法律がある以上、私はそれでは済まされないのではないかと考えております。啓発の必要もあるかと思いますが、やはり広告主に一定の責任を負わせるというのが当然なのかと私は思います。一方で、責任の対象が多数にわたってその所在が不明確なことから罰則の適用に至らなかったという説明がありましたが、例えば両罰規定を適用して、ある程度明確なものに対してはこれまでも罰則適用が可能であったのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○会長

勧告はしています。ただし、それによって是正されない場合でも罰則は適用していない、というのが現状のようです。ですから、それを今後きちんとしていかないといけないと思います。まずは、先ほど委員からご意見があった公表について、この手続きで良いのかどうかということです。この文章の記述に、指導して正当な理由がなく、とありますが、これはあり得ないことですので、正当な理由がなく、というところは外していただきたいと思います。むしろ指導する段階で正当な理由があるのかどうかは判断しているはずですから、この記述を外していただきたい。それと、意見陳述の際に期限を設定することができないかということも、検討していただきたいと思います。

今後、検討していく内容に踏み込んで議論をしていきたいと思いますので、本日はここまでの見直し案について認めていただき、今後の審議会ですそれを運用する際にはどうしたらよいかなどの方法論について議論させていただきたいと思います。

○委員

今後は一体的に取り締まらなければならないといったご意見について、全くその通りだと思います。

先ほどのご説明の中で、交通安全への配慮に関して気になるところがあります。十分に考えられたのだらうと思うのですが、自家用広告物は都市高速道路の脇にあってもよいが一般広告物は禁止ということで、市民の方々からの意見を踏まえると、この自家用広告物の定義は難しいのではないかと思います。この人の広告は良いがこの人の広告はだめ、というのをどうやって判断したらよいか、運用の時点で問題になりそうで、またそれが制度の抜け道になってしまうと良くないという気がしました。

○事務局

自家用広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容を表示するための、住所、事業所、営業所等の表示をする物件、ということになります。

○委員

その判断は実際には難しいのではないのでしょうか。ビルのオーナーというのであればわかりやすいのですが。たとえば、建物の一部を使用している人がいてその人が広告を出す場合は良いのか、あるいは区分所有の場合はどうなるのか、などというのが微妙な話になりそうで、そこをかなり明確に線引きするか、或いは大きさ等一定の基準によって明確に禁止するのか、をしないと、ブレが出てきてしまうのではないかと危惧します。

○会長

自家用広告物の定義は、業界の方では明確にはなっていますので、その範囲の中で取り扱うということです。またこのご意見は、自家用広告物と一般広告物の差を認めることが不公平なので、全部だめとするか、或いは全部認めるか、ということですが、それは両方とも極論かと思imasるので、自らがそこで正当に営業しているものについてまで制約を設けるのは不適切だと思います。都市高速道路の脇に様々な広告が出てきていますが、それが正常な状況とは思えませんので、段階的に、自家用広告物は認めて、それ以外のものは認めないとするのは、方法論として正当ではないかと思imas。

○委員

交通安全上の危険性の問題ということですので、もしそうであれば、危険だとするのは、ある一定以上の大きさであるとかであれば、そういったものを取り締まるのが妥当な気がします。それが無いから、自家用広告物には危険性はないのか、というように、論理的にも難しいのではないかという気がします。

○会長

危険性というのは、理由ではないのではないかと思うのですが。危険だからこれを取り締まるというのはどこで言っているのか、これは発光するものは危険だと思います。

○委員

発光可変表示式広告物は、危険性との関連においてわかりやすいと思imas。今回の基準の変更で、発光しない広告物について規制を設け、その中で自家用広告物の例外規定を設けて取り扱うということですが、そもそも規制を設けること自体が安全性の問題からということですから。では自家用広告物であれば安全性に問題はないのかということになるのではないかと思うのです。

○会長

安全性に係る表記について事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料3の19ページに、一般広告物（第三者広告物）及び発光可変表示式広告物については都市高速道路上から眺望できないものを除き禁止するということを、図に示しています。一般広告物（第三者広告物）と発光可変表示式広告物を制限することで、都市高速付近の設置がかなり減っていきますので、最低限度必要な自家用広告物だけは設置してもよいとすることで、安全性を高めようとするものです。

○委員

その場合の、公平感となると、自家用広告物が優遇されているような印象を受けます。それにより、なぜこちらはよくてこちらはだめなのか、というようなことが出てきそうな気がします。そうであれば、自家用であってもなくても、規模をこのくらいにします、というふうにした方が明快ではないかと思えます。

○事務局

一般広告物を禁止しているのは、貸看板が多数出てくることを危惧しているからです。一つの敷地の中でも、第三者広告となるといくつでも出てしまう可能性があり、それは避けるべきではないかと考えております。最低限度必要なものとなれば、自らの土地に出す自家用広告物だけはやむを得ないのではないのかと思っています。

○会長

全部禁止にするという方法もあるかと思えます。とくに進路の変更をしなければならぬようなところでたくさん看板が出てくるのは望ましいこととは思えませんし、目もチラチラとしてしまいます。また、福岡の都市高速道路を走っていて、空港のあたりで飛行機の離発着が見える場所であったり、遠くに海が見えたり山が見えたりなど、そういった景色が看板で塞がれていくことは、はたして市民の利益につながるのだろうかと感じます。規制のかけ方をどうするのかという議論になるかと思いますが、ここでは、自家用広告物に限るということではいかがか、という提案です。

○委員

自家用広告物というものの定義がよく分からない、ということと、イメージが分からない、というところです。真っ赤な看板が良いのかどうかも含めて、何かはっきりとした線引きができれば良いと思えますが。

○会長

それは難しいと思います。例えば、真っ赤な看板のある建物の一室にその広告スポンサーが入居していたとしたら、それは自家用広告物であると言える訳ですから、難しいと思います。

○委員

自家用広告物だけ認めるのは、説明としてわかりにくいように思います。自家用広告物、一般広告物ともいっしょにだめ、というようにしていただきたい。別途面積等の基準が必要であればそれを加味すればよいかと思えます。自家用広告物だけを認めるとい

うのは、いかがなものかと思っています。

○会長

広告業界としてはいかがですか。

○委員

意見は十分に理解しますが、今すぐにどうかというと、我々業界としては、ある程度協会で意見をまとめてからの回答とさせていただきたいのですが。

○会長

できれば本日結論を出したいと思います。

○委員

いま出てきた問題に対してこの場で結論を出すとなると、これまでに設置されてきたものや、今後作られていくものもあるわけですから、これを運用し始めたときに罰則もなければ取り締まる方法もなく、実際の効果としてはどうなのかと考えると、この場で多数決によって決まったので市はこれを運用しますというような形はとるべきではないと私は思います。

また、ここまでのお話を聞きますと、協会にいらっしゃる方々はきちんと福岡市の基準を守ってこれからも同様にお仕事をされていくとのこと。協会にも属せずに自由にされているその他の業者が問題であると言われていました。その方たちが違反したからといって氏名を公表したところで、一体どのような効果があるのか。また、どこに公表するのか。新聞に載せるわけでもテレビで放送する訳でもないのに、その方たちの仕事を奪える可能性も、今後それで困る可能性もほとんどありません。であれば、是正勧告をしてもそれに従わない場合は、福岡市は税金でそれをすべて撤去し、かかった撤去費用を業者にすべて請求するというくらいの覚悟をもって臨むのであれば、それはできると思います。しかし、氏名を公表しても、その業者が違反広告物を建てられるような状況であれば、業者にとって痛くも痒くもない訳です。運用上の無理があると思いますので、今この時点で採決して決めたとしても、何の実効性、その可能性もないと思っています。少し時間をかけて形を作るべきだと思います。

○会長

基本的な方針については、これまでにずっと議論してきました。ですから、今ここでは、運用の面と基本的な方針とは分けておきたいと思います。それで、運用の面については、今後継続して審議していきましょうということです。そういう方向でやっていくのが適切かと思っています。今は、原案に対して委員から対案が出ているので、その対案

について皆さんがどう考えられるのか、ということです。

○委員

自家用広告物の場合、区分所有等で名義が変わったり、権利を売ってしまったりした場合はどうなるのか、そういったことを考えますと、既存のものは良いのではないかと思います。いま現にあるわけで、当面の間もあるわけですから、建て替えとか、年限を限るとかで対応できると思います。今後の新設については、自家用に限らずにどの規模までを認めるというふうにした方が良いのではないかと思います。自家用だから許可されているのにその所有者はもういない、となるとチェックも大変ですし、車を運転する側からみて危険だということであれば、自家用広告物であろうとそうでなかろうと皆一律に認めるのであれば一定のルールの中で掲出させ、認めないのであれば既存不適格だけに限るといのように整理した方が良いかと思います。自家用広告物を除外すること自体には反対ですが、別の考え方を取り込むのはやぶさかではないと思っています。

○会長

自家用広告物と一般広告物を区別しなくてよいのではないかとこの考え方と、もう一つは自家用広告物だけを認めてもよいのではないかとこの考え方について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○委員

ルールは原則として守られるという話と、ルールは原則として破られるという話があります。今回の議論は、おそらく、ルールは原則として破られることを前提として皆さんはお話しされてきたと思いますので、基本的にはルール自体は厳しくして、個別審査で解決していくという方法論です。その代りに、お金と労力がかかります。例えば、バスシェルターのポスターでも、毎回それを審査しています。そういう仕組みが非常に重要になります。もう一つは、自家用広告物という定義が曖昧で、コンテンツもそうですし、広告自体も定義をきちんと固めることによって、ルールが守れない状況をなるべく減らすというやり方もあると思うのです。ですから、自家用と一般を区別するか、しないか、AかBかという話なのか。それよりも、それをどう改善して改正基準としてやっていくのかということ、ポジティブに進めた方が良いでしょう。いまの両方の方法論のどちらも、私はあり得ると思っています。どちらも結果としてルールを破る人がいるために、どの程度それを抑えるかというのが問題だと思います。ですから、どちらにも挙手できません。どちらもやれば良い方向にはなるとは思いますが、これまでの両論それぞれに、注意深く吟味していく必要があると思います。この話とは別に、ルールが改正後も進化していく話もあって、何人かの委員が言われましたが、マネジメントがしっかりできないとこれは無理な話だと思います。そのあたりが今後の議論の中心に

なってくると思います。会長が言われたように基本的な方針と運用とを分けて、現行の改正案としてどういう方針で固めていくかを考えるのが適切だと思います。

○会長

福岡市内の広告物景観はさほど悪くはないと思っています。今の状態が仮に既存不適合になったとしても、今回のこの規格基準に沿ってやっていけば、何年後かにはすっきりとした景観になってくるかもしれません。ただ、これ以上に乱立させてはいけないという気持ちはあります。そういう現実を考えながら、どちらにするのかというのを判断していただきたいと思っています。

○委員

質問があります。先ほどの説明では、自家用広告物の例外は都市高速道路に関してのものとお聞きしましたが、資料3の23ページを見ると、都市高速道路以外もそうなのではないかと思われまます。自家用広告物を一般広告物と同じ扱いにしたとすると、都市高速道路特有の問題ではないと思われるのです。例えば、自分のビルに自らの会社の名称を表示するのも、いちいち許可が必要になるということになってしまおうと思ったので、まず疑問を確認させていただきたいと思います。

○事務局

都市高速道路は、特に高速で走っている運転手が車から看板を見るということで、一般的な場所とは異なる特別な基準が必要な場所と考えます。そのため厳しくしています。また、自家用広告物であっても（表示面積が10㎡を超えていれば）許可は必要です。

○委員

ということは、自社のビルに自社の名称を表示する場合にも、これに該当する許可が必要となるということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

都市高速道路については、自家用であることのチェックが大変ですので、自家用を設置するのも否定はせずに、届出があればそれを認めるというようにしてはどうでしょうか。把握もできて、後の指導もやりやすいのではないのでしょうか。原則自家用もだめだけれども自家所有が明らかになっているものについては、その旨を申告することというようにした方が良いのではないかと思います。

私の観点は、都市高速道路では目立つところに広告物が乱立されると危ないですし、権利主張されても困りますので、まずは一般道と都市高速道路を分けたいと思っているのです。しかしながら、自家用の看板の問題が残りますので、自家用であっても、そのうち乱立する可能性もありますから、別途、申請の手続きのなかで、許される範囲での特例は自家用に限るとした方が把握もしやすく、わかりやすく良いのではないかと思います。

○会長

皆さん、今の委員のご意見の方向で進めてよろしいでしょうか。

○委員

発光可変表示式広告物を規制するのは分かりますし、一般広告物がだめなのも分かります。しかし、自家用広告物までの規制は、そこまでしなくても良いのではないかと思います。

○委員

都市高速道路については、たくさんの車が高速で走っており、特別な配慮が必要なところだという認識からこのような基準にしているのだと思います。所有権がある訳ですから、自分の土地に自分の建物を建てたのに、自分の広告は出せないとなると、さすがにそれはちょっと厳しすぎる規制になるのではではないかという気がします。おそらくそのような点から、一律に規制をかけてしまうのではなく、自家用に限っては良いのではないかという発想に至ったのではないかと想像しますが、私はそれでいいと思っています。ですが、委員が言われるように、どれが自家用なのかを特定しにくい、いわゆる抜け道を予防する意味では、それはよく分かります。

○会長

それでは、都市高速道路については、許される範囲の特例は自家用に限るものとして、許可申請の中で対応するという事でまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同

<異議なし>

○会長

ありがとうございました。

○事務局

色々のご意見、ありがとうございました。事務局としましても、先ほど会長が言われましたように、ルールの話と運用の話とは分けて考え、運用の話はやはり大事であると認識いたしました。都市高速道路の件にしましても、申請を出していただき、許可するような流れになるかと思えます。また、そのように、一般の地域とは違う観点から審査をしていかなければならないというご意見をいただいたものと思っておりますので、またそのような段階になりましたらご指導いただきたいと思います。

○会長

運用の面については検討をしていただくということで、本日議題の見直し案については、一部修正もありますが了承いただいたということで結論としたいと思います。

本当に熱心な議論をいただき委員の皆様には感謝申し上げます。これでまた少し前に進むことができるかと思えます。委員の皆様さまにおかれましては、今後、今般の改正が、福岡市の景観をこれから長い時間にわたって良くしていくための施策であるということ、是非アピールしていただければ、ありがたいと思えます。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局

会長、審議の進行ありがとうございました。また、委員の皆様にも、審議進行へのご協力ありがとうございました。それでは事務局より、連絡事項を申し上げます。

今後のスケジュールですが、規格基準等の見直しにつきましては3月に条例を改正し、周知期間を設けて10月から運用を開始したいと考えております。

<事務局代表あいさつ>

それでは、これをもちまして、第25回福岡市屋外広告物審議会を終了いたします。

以上